

平成 30 年度研究活動等支援基本方針

一般財団法人日本地図センター（以下「センター」といいます。）は、平成 30 年度において、地図および地図学ならびにその関連科学技術の研究、教育、普及等に関する活動（以下「研究活動等」といいます。）を行うことを主たる目的として結成された学会、協会、グループその他の団体又は個人（以下「研究団体等」といいます。）に対し、研究活動等支援要領（以下「要領」といいます。）および同細則ならびにこの方針に基づき、予算の範囲内で、要領第 2 条各号の支援のうち、適切と認められるものに対し必要な支援を行います。

本年度は特に、2022 年度から高等学校において「地理総合」が必修教科目となり、児童生徒の地図学習がますます重要となることを踏まえ、児童生徒が地形図等を活用する機会を増やすなど地図教育の発展に資する活動の支援に重点を置いて行います。

1. 支援の対象となる活動と支援の内容

支援の対象となる活動と支援の内容は、次のとおりとします。これらのうち、(1)～(4)の活動に対して重点的に支援を行うこととし、(5)については、必要性等を十分に勘案して支援をすることとします。

なお、前年度まで、研究団体等の機関紙等に有料で広告を掲載すること（センターが営業上必要とする場合を除く。）を支援の一つとして行ってきましたが、本年度は、このような支援はしません。センターに広告の掲載を要請する場合は、研究活動等支援とは別にお申し出ください。

(1) 研究団体等の活動

研究団体等の賛助会員等となり、会費等を支払います。

(2) 児童生徒地図作品展

作品展の実施に必要な資金および「全国児童生徒地図優秀作品展大臣表彰式」参列にかかる旅費（受賞者本人およびその保護者等が必要とする交通費および遠隔地から参加する場合の所定の宿泊費）の提供その他必要な支援をします。

(3) 地図を活用する授業等

我が国の地理教育の実態と動向を踏まえ、地形図等を活用するモデル授業、校外活動、クラブ活動等の実施に必要な交通費等の資金および地形図等の提供その他必要な支援をします。

(4) 教員の研修

高等学校における新科目「地理総合」の円滑な授業実施に必要なものを始め、小学校、中学校、高等学校およびこれらに相当する学校の教員（以下「学校教員」といいます。）に対する地図の研修の実施に必要な資金の提供、専門家の派遣その他の支援をします。

(5) 教員の表彰

研究団体等がその表彰規程等に基づき、地図の教育・普及に功績のあった学校教員を表彰するに際し、副賞として金銭または物品を提供します。

(6) その他の活動

その他研究団体等が行う活動であって、地図の普及啓発のため特に有益と認められるものに対し、資金の提供その他必要な支援をします。

2. 支援の方法

(1) 資金の提供

行事の実施等に必要な資金は、消耗品費、交通費その他直接その行事の実施に必要な費用であって、領収書等により支出の実態が裏付けられるものまたは明文の規程その他明確な根拠に基づく協賛金等とします。なお、主催団体の会員その他の構成員に対する旅費および謝金は、支援の対象としません。

(2) 物品の提供

行事の実施等に必要なものであって、地形図その他地図の普及啓発に資すると認められる物品を提供します。

(3) センター刊行物の提供

研究団体等が授業、講演会、講習会、展示等を行う場合、参加者に配布する資料として、センターが刊行する月刊誌「地図中心」のバックナンバー(刊行後1年以上経過したもの)および図書(刊行後3年以上経過したもの)を提供します。なお、1年以内に発行した「地図中心」および3年以内に発行した図書については、割引価格で販売する場合があります。

(4) 専門家の派遣

研究団体等が授業、講演会、講習会、展示等を行う場合、講師等としてセンターの職員、マップリーダー(原則としてスリー・スターズ以上のマップリーダー)等の地図の専門家を派遣します。この場合、派遣に要する旅費、謝金等は、センターが負担します。

(5) その他

センターの名義の使用その他活動の目的に照らして必要かつ適切な支援をします。

(6) 提供する資金等の額

1団体に対して提供する資金の額(物品を提供する場合および要員を派遣する場合は、換算した金額。以下同じ。)は、原則として、総額10万円以内とします。ただし、活動の内容、これまでの実績等から見て特に有意義であり、必要であると理事長が認めるときは、10万円を超える場合もあります。また、活動の内容、資金の使途、センターの予算上の制約等から見て、要請額を減額することもあります。なお、センターの職員の人件費は、提供する資金と見なしません。

3. 支援対象の決定

(1) 書面による要請

研究団体等が支援を受けようとするときは、所定の資料を添えて書面により理事長に要請していただきます。

(2) 支援対象団体および行事

支援の対象とする研究団体等は、会則等において地図または地図学の研究、教育、普及等を行うことを明記している団体とし、支援の対象とする行事は、開催趣意書、パンフレット等において地図または地図学の研究、教育、普及等を行うことを明記している行事とします。また、応募が多数ある場合は、それぞれの分野ごとに、より必要性および実効性が高いと理事長が判断するものを優先的に採択します。

(3) 研究活動等支援審議委員会の意見の聴取

理事長は、1団体等に対して提供する資金の総額が概ね5万円を超えることとなる支援をしようとするときは、原則として、その適否について研究活動等支援審議委員会の意見を聴き、これを参考とします。

(4) 必要な資料についての留意

理事長は、研究団体等が支援の要請をするときに必要な資料(要領第4条第2項の資料)及び事業の報告をするときに必要な資料(要領第6条第1項の資料)が必要以上に大量または複雑なものにならないよう留意します。

4. 支援内容の公表

センターの支援を受けた団体等の名称、支援の内容、提供した資金等の額(概ね5万円以下の場合を除く。)およびその他理事長が特に必要と認める事項は、センターのウェブサイトで公表します。

(平成30年3月29日 研究活動等支援審議委員会へ提出)